### 会津若松市工事等入札参加停止措置基準改正 新旧対照表

改正案

会津若松市工事等入札参加停止措置基準

会津若松市入札参加停止等措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市の発注に係る契約(以下「本市契約」 という。)の適正な履行を確保するため、有資格業者(会津若 松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年会津 若松市告示第90号) 第5条に規定する入札参加資格者名簿に登 載されている者をいう。以下同じ。)に対する入札参加停止等 の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

- 第2条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表 各号」という。) に掲げる入札参加事由のいずれかに該当する ときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定 め、入札参加停止を行うものとする。
- 2 前項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入 札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人 又は再委託先(以下「下請負人等」という。) があることが明 らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は 受注者の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定 め、入札参加停止を併せて行うものとする。
- 3 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企 業体の有資格業者である構成員 (明らかに**当該**入札参加停止に ついて責めを負わないと認められるものを除く。)について、 当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期

第1条 この基準において「工事等」とは、工事又は製造の請 負、業務の委託、物品の買入れその他の業務をいう。

現行

(入札参加停止)

(工事等の定義)

- 第2条 有資格業者 (会津若松市競争入札参加資格及び審査等に 関する規程(平成16年会津若松市告示第90号)第5条に規定す る入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。以下同 じ。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」とい う。) に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当するとき は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、 入札参加停止を行うものとする。
- 2 前項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入 札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人 があることが明らかになったときは、当該請負人について、元 請負人の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定 め、入札参加停止を併せて行うものとする。
- 3 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企 業体の有資格業者である構成員(明らかに入札参加停止につい て責めを負わないと認められるものを除く。) について、当該 共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を

間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

4 入札参加停止業者を構成員に含む共同企業体については、当 該入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札 参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

- 第3条 有資格業者の行為が、別表各号の入札参加停止事由の2 以上に該当したときは、当該各号に定める入札参加停止期間の 短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該入札参加 停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の入札参加停止期間が1か月に満たない場合にあっては、1.5倍)の期間とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に係る 入札参加停止期間満了後1か年を経過するまでの間(入札参 加停止期間を含む。)にそれぞれ別表第1各号又は別表第2 各号の入札参加停止事由に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から**第8号**までの入札参加停止事由に係る入札参加停止期間の満了後10か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から**第8号**までの入札参加停止事由に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号に定める入札参加停止期間の短期より短い期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて 重大な結果を生じさせたため別表各号に定める入札参加停止期 間の長期を超える期間を定め入札参加停止を行う必要があると

定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

4 入札参加停止業者を構成員に含む共同企業体については、当 該入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札 参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

- 第3条 有資格業者の行為が、別表各号の入札参加停止事由の2 以上に該当したときは、当該各号に定める入札参加停止期間の 短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該入札参加 停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の入札参加停止期間が1か月に満たない場合にあっては、1.5倍)の期間とする。
  - (1) 別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に係る 入札参加停止期間満了後1か年を経過するまでの間(入札参 加停止期間を含む。)にそれぞれ別表第1各号又は別表第2 各号の入札参加停止事由に該当することとなったとき。
  - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から**第9号**までの入札参加停止事由に係る入札参加停止期間の満了後10か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から**第9号**までの入札参加停止事由に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号に定める入札参加停止期間の短期より短い期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて 重大な結果を生じさせたため別表各号に定める入札参加停止期 間の長期を超える期間を定め入札参加停止を行う必要があると

きは、当該入札参加停止期間の長期の2倍まで延長することができる。

- 5 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき 特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、<u>前</u> 各項、次条及び別表各号に定める期間の範囲内で入札参加停止 期間を変更することができる。
- 6 入札参加停止中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札 参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例)

- 第4条 第2条第1項の規定により入札参加停止を行う際に、有 資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等 の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった 場合には、入札参加停止期間を加重するものとする。
  - (1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合の事実を否認していたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号<u>又</u>は第6号に該当したとき。
  - (2) 別表第2第4号から**第8号**までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者である

きは、当該入札参加停止期間の長期の2倍まで延長することができる。

- 5 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき 特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、<u>別</u> 表各号、第3条第1項から第4項まで、第4条及び第6条第2 項に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することが できる。
- 6 入札参加停止中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札 参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例)

- 第4条 第2条第1項の規定により入札参加停止を行う際に、有 資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等 の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった 場合には、入札参加停止期間を加重するものとする。
  - (1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合の事実を否認していたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、 第7号又は第9号に該当したとき。
  - (2) 別表第2第4号から**第9号**までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する違法行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者である

ことが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札 等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律 第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与 行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該 関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資 格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から 第8号まで該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 2 有資格業者が別表第2第4号又は第5号に該当する場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、入札参加停止の期間が別表第2第4号又は第5号に規定する期間の短期を下回るときは、前条第3項の規定を適用する。

(入札参加停止期間の承継)

第4条の2 入札参加停止期間中の有資格業者から事業譲渡その 他の組織変更により入札参加資格を承継する者は、当該入札参 加停止措置を承継するものとする。

(入札参加停止の公表)

第5条 この基準により入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載し、公表するものとする。

ことが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札 等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律 第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与 行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該 関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資 格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から 第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(入札参加停止の公表)

第5条 この基準により入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在
- (4) 入札参加停止期間
- (5) 入札参加停止理由

(入札参加停止には至らない事由に関する措置等)

- 第6条 本市契約に関し、有資格業者が別表各号の入札参加停止 事由に至らないが必要があると認めるときは、当該有資格業者 に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことが できる。
- 2 前項の規定による警告を受けた有資格業者に対し、別表第2 第15号の入札参加停止事由に係る入札参加停止を行った後、同 一行為が同号以外の入札参加停止事由に該当するに至った場合 は、同号以外の事由により入札参加停止を行うことができる。 ただし、この場合の入札参加停止期間は、同号により課した入 札参加停止期間を除いた期間とする。

### (入札参加停止に係る報告等)

- 第6条の2 有資格業者は、本市契約の履行に当たり、別表各 号に定める入札参加停止事由に該当する事案が発生した場合 は、速やかに文書により市長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を怠った場合又は遅滞した場合で、別表各号の 入札参加停止事由に該当したときは、停止措置の期間の短期 をそれぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とすることが できる。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。
- 3 課長(会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12 号)第2条に規定する課長をいう。)は、その分掌する事務 に関し、別表各号に定める入札参加停止事由に該当するおそ れのある事由が発生したとき、又は前条の規定による入札参

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在
- (4) 入札参加停止期間
- (5) 入札参加停止理由

(入札参加停止には至らない事由に関する措置等)

- 第6条 市が発注する工事等(以下「市発注工事等」という。) に関し、有資格業者が別表各号の入札参加停止事由に至らない が必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又 は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。
- 2 前項の規定により警告を受けた有資格業者に対し、別表第2 第15号の入札参加停止事由に係る入札参加停止を行った後、同 一行為が同号以外の入札参加停止事由に該当するに至った場合 は、同号以外の事由により入札参加停止を行うことができる。 ただし、この場合の入札参加停止期間は、同号により課した入 札参加停止期間を除いた期間とする。

加停止措置に至らない事由に関する措置が必要と認めたとき は、速やかに文書により、この基準を所掌する課の長に報告 するものとする。

(基準によりがたい場合)

第7条 前項までの規定に定めるもののほか、この基準によりが たい場合は、会津若松市入札契約審査会において審議するもの とする。

(入札参加停止の通知)

第8条 有資格業者の入札参加停止等の措置を決定したときは、 当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただ し、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、こ れを省略することができる。

(制限付一般競争入札への参加の制限)

第9条 入札参加停止中の有資格業者について、市が発注する制 限付一般競争入札の入札日時点において当該入札参加停止期間 を満了していない場合には、当該入札への参加資格を付与しな V )

(指名競争入札の指名の制限)

- 第10条 入札参加停止中の有資格業者を、本市契約の発注に当た り指名してはならない。
- 2 指名通知日から入札日までの間において、別表各号に掲げる 入札参加停止事由のいずれかに該当したときは、当該指名を取 り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方と | 第11条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方と

(基準によりがたい場合)

第7条 前項までの規定に定めるもののほか、この基準によりが たい場合は、会津若松市入札契約審査会において審議するもの とする。

(入札参加停止の通知)

第8条 有資格業者の入札参加停止等の措置を決定したときは、 当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただ し、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、こ れを省略することができる。

(制限付一般競争入札への参加の制限)

第9条 入札参加停止中の有資格業者について、市が発注する制 限付一般競争入札の入札目時点において当該入札参加停止期間 を満了していない場合には、当該入札への参加資格を付与しな V )

(指名競争入札の指名の制限)

- 第10条 入札参加停止中の有資格業者を、工事等の契約に当たり指 名してはならない。
- 2 指名通知日から入札日までの間において、別表各号に掲げる 入札参加停止事由のいずれかに該当したときは、当該指名を取 り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 入札参加停止期間中の有資格業者が、市発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。また、入札参加停止期間中の有資格業者が本市契約の契約保証人となることを承認してはならない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
  - (会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準の廃止)
- 2 会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準(平成10年5月28日決裁)は廃止する。

(経過措置)

3 有資格業者が、この基準の施行の日前にした行為により別表 各号に該当することとなるときの入札参加停止の期間の適用に ついては、なお従前の例による。

附則

<u>この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の契約に</u> 係る案件から適用する。 してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 入札参加停止期間中の有資格業者が、市発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。また、入札参加停止期間中の有資格業者が、市発注工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。 (会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準の廃止)
- 2 会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準(平成10年5月28日決裁)は廃止する。

(経過措置)

3 有資格業者が、この基準の施行の日前にした行為により別表 各号に該当することとなるときの入札参加停止の期間の適用に ついては、なお従前の例による。

# 別表第1 事故等による基準

- 11 - 6- 1 - 6- 1	Un HI	- 1 A L- 1 - L	Lie en
入札参加停止事由	期間	入札参加停止事由	期間
(虚偽記載)		(虚偽記載)	
1 <mark>本市契約</mark> に係る一般競争入札及び	当該認定をした日	1 <b>発注工事等の契約</b> に係る一般競争入札	当該認定をした日
指名競争入札において競争入札参加	から1か月以上6	及び指名競争入札において競争入札参加	から1か月以上6
資格確認申請書、競争参加資格確認	か月以内	資格確認申請書、競争参加資格確認資料	か月以内
資料その他の調査資料に虚偽の記載		その他の調査資料に虚偽の記載をし、 <u>工</u>	
をし、契約の相手方として不適当で		事 <b>等の</b> 契約の相手方として不適当である	
あると認められるとき。		と認められるとき。	
		_(工事成績不良)_	
		2 市が発注する工事の施工等に当たり、	当該認定をした日
		工事成績不良で工事の契約の相手方とし	<u>から</u>
		て不適当であると認められるとき。	
		(1) 竣工検査の成績において、工事成績評	<u>1か月</u>
		定要領(以下「要領」という。第6条に	
		<u>規定するD判定の工事を行ったとき。</u>	
		(2) 竣工検査の成績において、要領第6条	<u>2か月</u>
		に規定するE判定の工事を行ったとき。	
		(3) 竣工検査の成績において、過去3年間	<u>6か月</u>
		<u>に要領第6条に規定するE判定の工事を</u>	
		<u>2回行ったとき。</u>	
		(4) 竣工検査の成績において、過去3年間	<u>6か月</u>
		<u>に要領第6条に規定するE判定の工事を</u>	
		1回とD判定の工事を2回行ったとき。	
		(5) 竣工検査の成績において、過去3年間	<u>6か月</u>
		に要領第6条に規定するD判定の工事を	
		I I	

別表第1 事故等による基準

(過失による <mark>粗雑履行</mark> )		(過失による <mark>粗雑工事等</mark> )	
<b>2 本市契約の履行</b> に当たり、過失に	当該認定をした日	3 市発注工事等の施工等 に当たり、過失	当該認定をした日
より <u>履行</u> を粗雑にしたと認められる	から1か月以上 <u>6</u>	により <u>工事等</u> を粗雑にしたと認められる	から1か月以上 <u>12</u>
とき <u>(粗雑<b>の程度が軽微であると認</b></u>	<u>か月</u> 以内	とき。	<u>か月</u> 以内
<u>められるものを除く。)又は工事成</u>			
<u>績(会津若松市工事成績評定要領</u>			
(平成16年2月20日決裁)に基づく			
評定をいう。以下同じ。) が不良の			
<u>とき</u> 。			
3 本市の区域内における、本市契約	当該認定をした日	4 市内における工事等で、前号に掲げる	当該認定をした日
以外の契約(以下「一般契約」とい	から1か月以上3	もの以外のもの(以下「一般工事等」と	から1か月以上3
<u>う。)の履行に当たり、過失により</u>	か月以内	いう。)の施工等に当たり、過失により	か月以内
履行を粗雑にし、かつ、粗雑の程度		工事等を粗雑にした場合において、かし	
が重大であると認められるとき。		が重大であると認められるとき。	
(契約違反)		(契約違反)	
<u>4</u> 第2号に掲げる場合のほか、 <u>本市</u>	当該認定をした日	<u>5</u> 第2号に掲げる場合のほか、 <u>市発注工</u>	当該認定をした日
契約の履行に当たり、契約に違反	から2週間以上4	事等の施工等に当たり、契約に違反し、	から2週間以上4
し、契約の相手方として不適当と認	か月以内	<b>工事等の</b> 契約の相手方として、不適当と	か月以内
められるとき。		認められるとき。	
(公衆損害事故)		(公衆損害事故)	
5 本市契約の履行に当たり、安全管	当該認定をした日	6 市発注工事等の施工等に当たり、安全	当該認定をした日
理の措置が不適切であったため、公	から1か月以上6	管理の措置が不適切であったため、公衆	から1か月以上6
衆に死亡者若しくは負傷者を生じさ	か月以内	に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は	か月以内
せ又は損害 ( <b>軽微なものを除く。)</b>		損害を与えたと認められるとき。	
を与えたと認められるとき。			
6 本市の区域内における一般契約の	当該認定をした日	7 一般工事等の施工等に当たり、安全管	当該認定をした日
<b>履行</b> に当たり、安全管理の措置が不	から1か月以上3	型の措置が不適切であったため、公衆に 理の措置が不適切であったため、公衆に	から1か月以上3
 適切であったため、公衆に死亡者若	か月以内	死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損	か月以内
しくは負傷者を生じさせ又は損害を		害を与えた場合において、当該事故が重	
与えた場合において、当該事故が重		大であると認められるとき。	
「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」		人 てめる こ 即でり りまじる こ さ。	

大であると認められるとき。		
( <mark>関係者事故</mark> )		
<b>7 本市契約の履行</b> に当たり、安全管	当該認定をした日	_
理の措置が不適切であったため、 <mark>関</mark>	から2週間以上4	
<b>係者</b> に死亡者又は負傷者を生じさせ	か月以内	
たと認められるとき。		
8 本市の区域内における一般契約の	当該認定をした日	_
<b>履行</b> に当たり、安全管理の措置が不	から2週間以上2	
適切であったため、 <mark>関係者</mark> に死亡者	か月以内	
又は負傷者を生じさせた場合におい		
て、当該事故が重大であると認めら		
れるとき。		
<u>(経営状態の不安定)</u>		
9 有資格業者が手形交換所による取	当該認定をした日	1
引停止処分を受けるなど経営不振の	から経営状態が安	
<u>状態に陥り、契約の相手方として不</u>	定したと認められ	
<u>適当であると認められるとき。</u>	る <u><b>まで</b></u>	

#### 別表第2 贈賄、不正行為等による基準

入札参加停止事由	期間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人、有資格業	逮捕又は公訴の提
者である法人の役員又は使用人が本	起を知った日から
<u>市職員</u> に対して行った贈賄の容疑に	<u>6か月以上12か月</u>
より逮捕され、又は逮捕を経ないで	<u>以内</u>
公訴を提起されたとき。	

## (工事等関係者事故)

- 8 市発注工事等の施工等に当たり、安全 | 当該認定をした日 管理の措置が不適切であったため、**工事** から2週間以上4 **等関係者**に死亡者又は負傷者を生じさせ か月以内 たと認められるとき。
- 9 一般工事等の施工等に当たり、安全管 理の措置が不適切であったため、工事等 から2週間以上2 関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた 場合において、当該事故が重大であると 認められるとき。

当該認定をした日 か月以内

## (倒産等)

10 有資格業者が倒産状態に陥り又は経営 **状態が極めて不安定となる等工事等の契** から経営状態が安 約の相手方として不適当であると認めら れるとき。

当該認定をした日 定したと認められ る日

## 別表第2 **贈賄及び不正行為**による基準

入札参加停止事由	期間
(贈賄)	
1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職	逮捕又は公訴の提
<b>員</b> に対して行った贈賄の容疑により逮捕	起を知った日から
され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ	
れたとき	
(1) 有資格業者である個人又は有資格業	4か月以上12か月
者である法人の代表権を有する役員	<u>以内</u>
(代表権を有すると認められるべき肩	
書を付した役員を含む。以下「代表役	

		員等」と総称する。) (2) 有資格業者の役員又はその支店若し くは営業所(常時工事等の契約を締結 する事務所をいう。)を代表する者で	<u>3か月以上9か月</u> <u>以内</u>
<ul> <li>2 有資格業者である個人、有資格業 者である法人の役員又はその使用人 が市の区域内の他の公共機関の職員</li> </ul>	逮捕又は公訴の提 起を知った日から 3か月以上 <mark>9か月</mark>	(1)に掲げる者以外の者(以下「一般 役員等」という。) (3)有資格業者の使用人で、(2)に掲げ る者以外の者(以下「使用人」とい う。) 2 次に掲げる者が市内の他の公共機関の 職員に対して行った贈賄の容疑により逮 捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起	2か月以上6か月以内逮捕又は公訴の提起を知った日から
に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起されたとき。	<u>以内</u>	されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	3か月以上9か月 以内 2か月以上6か月 以内 1か月以上3か月
3 <b>有資格業者である個人、有資格業 者である法人の役員が市の区域外の</b> 他の公共機関(ただし、一般役員等 の場合は、北海道、東北各県の地域 内に限る。)の職員に対して行った 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮	逮捕又は公訴の提 起を知った日から 3か月以上6か月 以内	3 代表役員等又は一般役員等が市外の他の公共機関(ただし、一般役員等の場合は、北海道、東北各県の地域内に限る。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	<u>以内</u>
捕を経ないで公訴を提起されたと き。		(1) 代表役員等 (2) 一般役員等	2か月以上6か月以内1か月以上3か月以内

	1	1	
(独占禁止法違反 <mark>行為</mark> )		(独占禁止法違反)	
4 本市契約に関し、独占禁止法第3	当該認定をした日	4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取	当該認定をした日
条又は第8条第1号の規定に違反	<u>から3か月以上12</u>	引の確保に関する法律第3条又は第8条	<u>から<b>2か月以上12</b></u>
し、契約の相手方として不適当と認	<u>か月以内</u>	第1項に違反し、契約の相手方として不	<u>か月以内</u>
められるとき。(次号に掲げる場合		適当と認められるとき(次号に掲げる場	
<u>を除く。)</u>		<u>合を除く。)</u>	
5 業務に関し、独占禁止法第3条又	当該認定をした日	5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3	当該認定をした日
は第8条第1号の規定に違反し、契	<u>から2か月以上12</u>	条又は第8条第1号に違反し、契約の相	<u>から<b>3か月以上12</b></u>
<u>約の相手方として不適当と認められ</u>	<u>か月以内</u>	<u>手方として不適当と認められるとき。</u>	<u>か月以内</u>
<u>るとき。</u>			
(公契約関係競売等妨害又は談合)		(公契約関係競売等妨害又は談合)	
6 本市契約に関し、有資格業者であ	逮捕又は公訴の提	6 一般役員等又は使用人が公契約関係競	逮捕又は公訴の提
<u>る個人、有資格業者である法人の役</u>	起を知った日から	売等妨害又は談合の容疑により逮捕さ	起を知った日から
員又は使用人が公契約関係競売等妨	<u>12か月</u>	れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起され	2 か月以上12か月
害又は談合の容疑により逮捕され、		<u>たとき。</u>	以内
又は逮捕を経ないで公訴を提起され			
<u>たとき。</u>			
7 市の区域内の他の公共機関の契約	逮捕又は公訴の提	7 市発注工事等に関し、一般役員等又は	逮捕又は公訴の提
に関し、有資格業者である個人、有	起を知った日から	使用人が公契約関係競売等妨害又は談合	起を知った日から
資格業者である法人の役員又は使用	2か月以上6か月	の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な	3 か月以上12か月
人が公契約関係競売等妨害又は談合	<u>以内</u>	いで公訴を提起されたとき。	<u>以内</u>
<u>の容疑により逮捕され、又は逮捕を</u>		8 代表役員等が公契約関係競売等妨害又	逮捕又は公訴の提
経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提	は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕	起を知った日から
8 市の区域外の他の公共機関の契約	起を知った日から	<u>を経ないで公訴を提起されたとき(次号</u>	3 か月以上12か月
に関し、有資格業者である個人、有	<u>2か月以上3か月</u>	<u>に掲げる場合を除く。)</u>	<u>以内</u>
資格業者である法人の役員が公契約	<u>以内</u>	9 市発注工事等に関し、代表役員等が公	逮捕又は公訴の提
関係競売等妨害又は談合の容疑によ		契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ	起を知った日から
<u>り逮捕されたとき。</u>		り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を	4 か月以上12か月
		<u>提起されたとき。</u>	<u>以内</u>

(7± =0, M4 V1, V±, 1 → 4 → M )		(7± 50 M/s VI. V± → )	
(建設業法違反 <mark>行為</mark> )		(建設業法違反)	
9 市発注の工事に関し、建設業(昭	当該認定をした日	10 市発注の工事に関し、建設業法(昭和	当該認定をした日
和24年法律第100号)の規定に違反	から2か月以上9	24年法律第100号)の規定に違反し、 <u>エ</u>	から2か月以上9
し、 <mark>契約</mark> の相手方として不適当であ	か月以内	事 <b>の請負契約</b> の相手方として不適当であ	か月以内
ると認められるとき。		ると認められるとき。	
10 <b>前号に掲げるもののほか、</b> 建設業	当該認定をした日	<u>11</u> <u>一般工事</u> に関し、建設業法の規定に違	当該認定をした日
法の規定に違反し、 <mark>契約</mark> の相手方と	から1か月以上9	反し、 <b>工事の請負契約</b> の相手方として不	から1か月以上9
して不適当と認められるとき。	か月以内	適当と認められるとき。	か月以内
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合	当該認定をした日	12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほ	当該認定をした日
のほか、業務に関し不正又は不誠実	から1か月以上9	か、業務に関し不正又は不誠実な行為を	から1か月以上9
な行為をし、 <mark>契約</mark> の相手方として不	か月以内	し、 <u>工事等の契約</u> の相手方として不適当	か月以内
適当であると認められるとき。		であると認められるとき。	
12 別表第1及び前各号に掲げる場合		13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほ	
のほか、代表役員等が禁こ以上の刑	当該認定をした日	か、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる	当該認定をした日
にあたる犯罪により公訴を提起さ	から1か月以上9	2 犯罪により公訴を提起され、又は禁こ以	から1か月以上9
れ、又は禁こ以上の刑若しくは刑法	か月以内	上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑	か月以内
の規定による罰金刑を宣告され、契		を宣告され、 <b>工事等の</b> 契約の相手方とし	
約の相手方として不適当であると認		て不適当であると認められるとき。	
められるとき。			
<u>13</u> 入札執行事務に関して <u>非公表とし</u>	当該認定をした日	14 入札執行事務に関して秘密とされてい	当該認定をした日
ている情報 (契約後に公表するもの	から24か月	る情報について聞き出す行為をし、 <b>工事</b>	から24か月以内
にあっては、開札終了時まで)を入		<b>等</b> の相手方として不適当であると認めら	
<b>手するため、本市職員に</b> 聞き出す行			
 為をし、 <mark>契約</mark> の相手方として不適当			
 であると認められるとき。			
14 本市契約に関し、入札参加停止事	当該認定をした日	15 市発注工事等に関し、入札参加停止事	2回目の警告が発
由に至らないが、市から書面による	から1か月	由に至らないが、市から警告を発せられ	せられた日から1
************************************		たとき。	<u> </u>
するまでの間に、再度書面による警			3回目の警告が発

<u>告の対象となる事由に該当したと</u> <u>き。</u>		年以内に2回警告を発せられたとき。 (2) 1回目の警告が発せられた日から5年以内に3回警告を発せられたとき。 (3) 1回目の警告が発せられた日から5	世られた日から3 <u>か月</u> 4回目の警告が発 せられた日から6 <u>か月</u> 4回目以降の警告
		年以内に4回以上警告が発せられたと	を発せられた日か らその都度 6 か月
(暴力団関係) <u>15 <b>次の</b></u> いずれかに該当するものとし		(暴力団関係) 16 次に掲げる事由のいずれかに該当する	
て警察等関係行政機関から通報等が あり、 <mark>契約</mark> の相手方として不適当で あると認められるとき。		ものとして警察等関係行政機関から通報 等があり、 <b>工事等の契約</b> の相手方として 不適当であると認められるとき。	
(1) 有資格業者が、会津若松市暴力 団排除条例(平成24年会津若松市 条例第4号)第2条第3号に規定	当該認定をした日から12か月以内	(1) 有資格業者が、会津若松市発注工事 等からの暴力団排除措置要綱(平成19 年12月14日決裁)第3条で規定する排	当該認定をした日 から12か月以内
来例第4号/第2条第3号に規定 する暴力団員等(以下「暴力団員 等」という。) であることを知り ながらこれを下請負契約又は再委		#12月14日次数/ 第3宋で規定する排除措置対象 除措置対象者(以下「排除措置対象 者」という。) であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。	
<b>託契約</b> の相手方としたとき。	当該認定をした日から12か月以内	(2) 有資格業者が、 <b>市発注工事等の契約</b> <u>を履行するに当たり排除措置対象者で</u>	当該認定をした日 から12か月以内
を知りながら、 <u>当該者</u> から資材、 原材料等を購入し、又は <u>当該者</u> の 保有する産業廃棄物処理施設を使		あることを知りながら、 <u>当該対象者</u> から資材、原材料等を購入し、又は <u>当該</u> 対象者の保有する産業廃棄物処理施設	
用したとき。 (3) 有資格業者が、入札及び契約の 履行に際し、 <b>暴力団員等</b> から不当 な介入を受けたにもかかわらず、	当該認定をした日から2週間	を使用したとき。 (3) 有資格業者が、入札及び契約の履行 に際し、 <u>排除措置対象者</u> から不当な介 入を受けたのにもかかわらず、遅滞な	当該認定をした日から2週間

遅滞なくその旨を <mark>本市</mark> 及び警察に 届け出なかったとき。		くその旨を <mark>市</mark> 及び警察に届け出なかっ たとき。	
(実態調査) 16 有資格業者の事業所を現地調査に より確認した結果、事業所として認 定し得る要件を満たしていないと認 められるとき又は正当な理由なく当 該調査に協力しなかったとき。	当該認定をした日から <u>1か月を経過し、かつ、</u> 事業所の要件を満たしたと認められる日又は入札参加資格登録が <u>取り消された</u> 日まで	(実態調査) 17 会津若松市競争入札参加資格者実態調査実施要領(平成25年3月4日決裁)に基づき行った調査において、同要領第3条に規定する事業所の要件を満たしていると認められないとき	当該認定をした日から事業所の要件を満たしたと認められる日又は入札参加資格登録が <u>抹</u> 消された日まで